特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格及び給付に関する事務　基礎項目評価表

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大村市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長崎県大村市長

公表日
令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び大村市国民健康保険条例に基づき、被保険者の資格管理及び各種保険給付に関する事務を行う。本事務における国民健康保険の資格及び給付に関する事務ファイルは以下の事務で取り扱う。 主な業務 ①被保険者の資格取得・喪失等の異動に関する事務 ②国民健康保険法による各種証及び各種証明書に関する事務 ③国民健康保険法による保険給付に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務
③システムの名称	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税、高額療養費支給管理システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険の資格及び給付に関する事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 42、43、44、45の項 （別表第二主務省令） 25、26の条 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106の項 （別表第二主務省令） 1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、47、53の条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部
②所属長の役職名	国保けんこう課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健部国保けんこう課（住所：大村市玖島1丁目25番地　電話番号：0957-53-4111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部国保けんこう課（住所：大村市玖島1丁目25番地　電話番号：0957-53-4111）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	Ⅰ．1．③システムの名称	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税、高額療養費支給管理システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税、高額療養費支給管理システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ．1．対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成28年10月31日時点	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ．2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成28年10月31日時点	事後	
平成29年8月30日	Ⅱ．1．対象人数　いつ時点の計数か	平成28年10月31日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年8月30日	Ⅱ．2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年10月31日時点	平成29年8月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．5．所属長	課長　松永　龍二	国保けんこう課長	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．2．事務の概要	国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。給付に係る事務としては、主に申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などの支給をする。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	国民健康保険法及び大村市国民健康保険条例に基づき、被保険者の資格管理及び各種保険給付に関する事務を行う。本事務における国民健康保険の資格及び給付に関する事務ファイルは以下の事務で取り扱う。 主な業務 ①被保険者の資格取得・喪失等の異動に関する事務 ②国民健康保険法による各種証及び各種証明書に関する事務 ③国民健康保険法による保険給付に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ．3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の30	番号法第9条第1項　別表第一の30の項	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ．1．対象人数　いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ．1．対象人数　いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明